

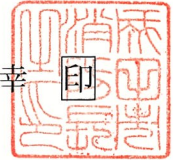


成田市消防本部告示第1号

林野火災に関する注意報（以下、「林野火災注意報」という。）及び林野火災の予防を目的とした火災に関する警報（以下、「林野火災警報」という。）の発令に関し、成田市火災予防条例（昭和36年条例第22号。以下「条例」という。）第29条の8及び第29条の9の規定に基づき、火の使用制限の対象区域及び発令の対象期間を次のとおり定め告示する。

令和8年3月30日

成田市消防長 松尾 芳幸



1 趣旨

この告示は林野火災予防の実効性を高めることを目的として林野火災注意報及び林野火災警報を発令する際の必要な事項を定めるものとする。

2 火の使用制限の対象区域

条例第29条の8第3項及び第29条の9の規定に基づく火の使用制限の対象となる区域は「市町村森林整備計画概要図【成田市】」に記載された民有林とする。

3 林野火災注意報及び林野火災警報の発令対象期間

条例第29条の8第1項及び第29条の9の規定に基づく林野火災注意報及び林野火災警報の発令対象期間は、1月1日から5月31日までとする。

4 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。